

E Uの食品包装プラスチック規制の概要



令和 6 年 1 0 月
(令和 7 年 1 月更新)

【問い合わせ先（E Uプラットフォーム・ブリュッセル事務局）】
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

担当：参事官 植竹

※上記の「★」を「@」に置き換えて下さい。

1. 基本的な法的枠組

- E Uの食品包装用プラスチック規制は、主に **4つの規則**と **1つの指令**によって構成。
 - **E U規則**：全ての加盟国に一律に規制が適用される（国内担保法は不要）。
 - **E U指令**：指令の中で命じられた結果についてのみ、加盟国を拘束し、それを達成するための手段は加盟国に委ねられ、加盟国は既存の法律の修正又は新法で国内担保を図る（国内担保法が必要）。

1. 食品接触材規則（[EC規則1935/2004](#)）＜枠組規則＞

- ✓ 食品接触材全般に関する基本的な要件を設定。
- ✓ 食品に接触する材は、食品の安全性や品質を損なわず、有害物質が移行しないことを要求。

2. プラスチック食品接触材規則（[EU規則10/2011](#)）

- ✓ プラスチック製食品接触材に特化した規則
- ✓ 具体的な安全基準や試験方法を設定

3. 再生プラスチック食品接触材規則（[EU規則2022/1616](#)）

- 再生プラスチックの食品接触材に関する規則
- 再生プラスチックの使用における安全性を確保するためのガイドラインを規定。

4. 使い捨てプラスチック指令（[EU指令2019/904](#)）

- 特に使い捨てプラスチック製品の使用を減らすことを目的
- ストロー、プラスチックカトラリー等が対象。
- 食品包装に関連するプラスチックの使用削減も含み、リサイクルの促進や代替材料の使用を奨励。

5. [P PWR（包装・包装廃棄物規則）](#)（[EU規則2025/40](#)）

2. 食品接触材規則（[EC規則1935/2004](#)）＜枠組規則＞の概要①

- 食品に接触することを意図した材料及び成形品全般に関するEU加盟国統一の規則
- 食品と接触する全ての材料を“Food Contact Material（FCM）”と呼ぶ
- 食品接触材が、規則を遵守していることを示す適合宣言書の添付を要求

✓ 食品接触材とは？

- ① 食品と接触することを意図されているもの
- ② 既に食品に接触しているもの
- ③ 食品に接触することが予想されているもの



具体的には、以下のような食品に接触するほとんど全てのものを指す

- ①食品を包む包装材料、②台所用品、③食器、④食品を輸送するための保管容器、⑤食品工場で食品を加工する機械等

✓ これらの食品接触材が、人体に害を及ぼしたり、味や匂い等の特徴を損なわないよう、**安全基準を設定**

2. 食品接触材規則（[EC規則1935/2004](#)）＜枠組規則＞の概要②

- 食品接触剤が、
 - ① 適正製造規範（GMP：Good Manufacturing Practice）で正しく製造され、
 - ② 規則に適合していることを適合宣言書をもって宣言することが必要

材料別に要求事項を整理 (附属書 1 及び個別規則・指令)

プラスチック
セラミック
再生セルロース
ゴム
アクティブ・インテリジェント材料及び製品
...

適正製造規範で製造 (第 3 条)

適正製造規範(GMP) 規則
(2023/2006)
➤ 品質保証
➤ 品質管理
を要求

適合宣言書 (第 5 条)

- 主に以下の要素を記載
(指定フォームなし)
- ① 適合宣言を実施する事業者の名前、住所
 - ② 輸入事業者の名前、住所
 - ③ 材料や成形品の詳細情報
 - ④ 該当する材料の関連要件を満たしていることの確認
 - ⑤ 使用物質に関する適切な情報
 - ⑥ 材料や成形品の仕様

3. プラスチック食品接触材規則（[EU規則10/2011](#)）の概要

- プラスチック製食品接触材に特化した規則
- 具体的な安全基準や試験方法を設定

認可化学物質のリスト (Union List 附属書 1)

- 食品接触材料に使用することができる化学物質のリスト
- 原則として、Union Listに含まれる物質のみ使用可能
- 物質の規格、制限、使用方法も記載

食品への
化学物質の
移行量を制限



適合宣言 (第15、16条)

- 事業者は、適合宣言書を作成しなければならない。
- 小売以外の上市段階で、適合宣言書を手に入れるようにしなければならない。
- 事業者は、本規則の要求事項に適合していることを示す試験結果等の支援文書を当局の求めに応じて提出しなければならない。

＜適合宣言書の記載事項＞

- ① 宣言書を発行した事業者名及び住所
- ② 製造者又は輸入者名及び住所
- ③ 化学物質又は製品の識別
- ④ 宣言日
- ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認
- ⑥ 化学物質及び分解生成物の十分な情報
- ⑦ 二重用途添加物の十分な情報
- ⑧ 使用に関する具体的事項
- ⑨ ファンクショナルバリアが使用されている場合の適合確認

- 食品メーカーが包材を購入してパッケージした食品をEU向けに輸出する場合は、**包材メーカーから適合宣誓書**入手し、**EU側輸入事業者**に提供する必要

4. 再生プラスチック食品接触材規則（[EU規則2022/1616](#)）

- 再生プラスチックの食品接触材に関する規則
- 再生プラスチックの使用における安全性を確保するためのガイドラインを規定

1. 使用可能なリサイクル技術を特定（第3条、附属書1）

① 適切なりサイクル技術

（附属書1に規定されたりサイクル技術。**現行はメカニカルリサイクルのみ**。第15, 16条で追加の適合性の決定方法を規定）

② 新技術

（適合性の決定を受けていない技術は「新技術」とみなされ、第4章（第10条～第16条）に従って開発される必要）

※ **ケミカルリサイクルの取扱いは未決定**。附属書1に記載されておらず、**新技術として使用が認められる可能性**。使い捨てプラスチック指令（SUP）での検討が先行

2 再生プラスチック製品の上市条件（第4条）

① 1の使用可能なリサイクル技術によって製造されたこと

- 「適切なりサイクル技術」の場合、**製造工程**が認可されていること
- 「新技術」の場合、**第10-13条**の定め適合していること

② EUの登録簿に製造情報が記載されていること

← **登録簿は現段階で未完成。一部のみ公表。施設認可プロセスの途中**

③ 適合宣言書（第29条）を添付すること

● リサイクル工程の要件

- プラスチックの回収及び前処理（第6条）
- 除染（第7条）
- 後処理（第8条）
- リサイクルスキームの管理者要件（第9条）

● 新技術

- 要件（第10条）
 - リサイクル設備の運用・補足条件（第11-12条）
 - 汚染の監視・報告（第13条）
- 新技術は、評価を経て、「適切なりサイクル技術」として適切かどうか、判断（不適切と判断されるまで使用可能。第14-16条）。

4. 再生プラスチック食品接触材規則（[EU規則2022/1616](#)）

- 再生プラスチックの食品接触材に関する規則
- 再生プラスチックの使用における安全性を確保するためのガイドラインを規定

3 リサイクル業者等の検査（生産開始日から1年以内）

- ① リサイクル業者は、欧州委員会及びリサイクル施設が存在する地域の当局（日本に施設がある場合は日本の当局）に**登録**をしなければならない（第25条）
- ② リサイクル業者は、**コンプライアンス・モニタリング・サマリーシート（附属書2）**を作成し、当局に提出し、当局は、同シートの内容が本規則に適合しているかどうか、**検証し、管理**しなければならない（第26条）
- ③ 当局が再生プラスチックの生産開始日から**1年以内**に適合性が確認されたことを欧州委員会に通知しない場合、業者の登録状態は「**停止**」となり、さらに1年間「**停止**」となると登録簿から**削除**される。

4 適合宣言書（第29条、附属書3）

PPWR（包装・包装廃棄物規則。[EU規則2025/40](#)。未適用）との関係

- 規則第7条では、プラスチック包装について再生プラスチックの最低使用割合を定めている。
- **2030年1月以降、プラスチック食品接触材については、再生プラスチックの使用が義務づけられ、①再生プラスチック食品接触材規則（EU規則2022/1616）と②PPWRの両規則を満たす必要がある。**

	2030年以降	2040年以降
①PETを主成分とする接触包装材（③を除く）	30%	50%
②PET以外のプラスチック材料から作られた接触包装材（③を除く）	10%	25%
③使い捨て飲料用ボトル	30%	65%
④上記以外の包装	35%	65%

5. 使い捨てプラスチック指令（[EU指令 2019/904](#)）

- 特に海洋汚染が問題となる使い捨てプラスチック製品の使用を減らすことを目的
- プラスチック食品包装の使用削減も含み、リサイクルの促進や代替材料の使用を奨励
- 指令であり、EU加盟国の国内担保法により各国で必要な措置を実施

1 消費削減（第4条）

- ✓ 飲料カップ（蓋含む）
- ✓ 食品容器

→

2026年に2022年比で定量的な削減を達成するための措置を講じる。
措置には以下を含むことができる。

- ① **国家削減目標の設定**
- ② 最終消費者への販売段階でのリユース可能な代替製品の提供
- ③ これらの製品の最終消費者への販売段階での無料提供防止

2 販売禁止（第5条）

- ✓ カトラリー
- ✓ 皿
- ✓ ストロー
- ✓ マドラー
- ✓ 発泡ポリスチレン性の
 - ・ 食品容器
 - ・ 飲料容器（蓋を含む）
 - ・ 飲料カップ（蓋を含む）
- ✓ 綿棒の軸
- ✓ 風船棒
- ✓ 酸化型分解性プラスチックで製造された製品

3 製品改良（第6条）

- ✓ キャップ・蓋のある飲料ボトル

→

- ① **キャップや蓋が本体と外れないようにする**
- ② 2025年以降、国内で上市された**全PETボトルの再生プラスチック含有量が平均25%以上にする**
- ③ 2030年以降、国内で上市された**全飲料ボトルの再生プラスチック含有量が平均30%以上にする**

使い捨て飲料用ボトルの再生プラスチック含有量の算定方法（[実施決定2023/2683](#)）

- マテリアルリサイクルを対象。ケミカルリサイクルは対象外
- ケミカルリサイクルについては、2024年3月31日までに欧州委員会が修正案を提出（未提出のまま）

5. 使い捨てプラスチック指令（[EU指令 2019/904](#)）

- 特に海洋汚染が問題となる使い捨てプラスチック製品の使用を減らすことを目的
- プラスチック食品包装の使用削減も含み、リサイクルの促進や代替材料の使用を奨励
- 指令であり、EU加盟国の国内担保法により各国で必要な措置を実施

4 表示（第7条）

- ✓ 飲料カップ
- ✓ ウェットティッシュ
- ✓ 生理用品
- ✓ フィルター付きタバコ及びフィルター

<一部プラスチック製品>



<プラスチック製品>



5 拡大生産者責任（EPR）（第8条）

- ✓ 食品容器
- ✓ 食品包装
- ✓ 飲料ボトル
- ✓ 飲料カップ（蓋を含む）
- ✓ プラスチック袋

→ 製造者は、指令2008/98/EC及び指令94/62/ECのEPR規定に従って費用を負担

- ◆ 意識啓発
- ◆ 公共収集システムで廃棄された製品の収集・輸送・処理
- ◆ 清掃・輸送・処理

6 分別回収（第9条）

- ✓ 飲料ボトル

→

リサイクルのための分別回収

- ① 2025年までに、重量換算77%の廃棄量
- ② 2029年までに、重量換算90%の排気量

7 啓蒙（第10条）

- ✓ 消費者に必要な情報を提供

<参考> バイオプラスチックの動き

- 2022年にEUとして初めてバイオプラスチックの有用性を認めるとともに利用にあたって求められる条件を整理した「バイオプラスチック政策枠組」が公表された。
- 2024年3月にトリログ合意したPPWR（包装・包装廃棄物規則。2025年2月施行）に、リサイクル材使用目標の達成に向けてバイオプラスチックの導入を検討することが盛り込まれた。
- 2024年3月に欧州委員会が、バイオテクノロジー・バイオものづくりの推進に向けた文書を発表

1 バイオプラスチック政策枠組（2022年11月）

※ 法的拘束力なし

目的

- 環境効果がプラスになる条件を定めて、将来の政策の指針を示し、市場に方向性を示すこと

バイオマスプラスチック

- 製品への表示は、バイオマス含有率を表示
- バイオマス配合率（バイオマス原料の使用率）は実際の配合をベースとするが、マスバランス方式を限定的に認める余地
- 原料は廃棄物・副産物を優先し、一次バイオマスの利用は限定。また、カスケード原則に沿って利用

生分解性プラスチック

- 素材の特性だけでなく、分解環境等も含めたシステムとして捉えるべき
- 特定の用途に限定（農業用マルチ等）

2 PPWR（EU規則2025/40）

- **規則の施行から3年以内**に、バイオプラスチック製容器包装の技術開発状況・環境性能を再検討し、適切な場合は、**プラスチック容器包装におけるバイオマス原料の要件等を含む立法案を提示する。**

3 バイオテクノロジーの推進に向けた文書 （コミュニケーションペーパー。2024年3月）

- 2025年中にバイオエコノミー戦略を改定
- 製品環境フットプリントの次回見直しにおいて、バイオマス製品の評価を見直し
- 公共調達におけるバイオマス含有率要件の実現可能性についての影響評価を実施

参考リンク

【農林水産省】

- ①輸出先国における容器・包装に関する規制

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/k_packaging.html

- ②枠組規則（1935/2004）、プラスチック規則（10/2011）等の解説

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/attach/pdf/k_packaging-9.pdf

- ③ E U規制レポート

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

【JETRO】

- ①食品接触材規則

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/J-180304.html>

- ②使い捨てプラスチック指令

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/53834b4b467aaafb.html>

【EU代表部】

- ① P P W R（包装・包装廃棄物規則案）の概要

https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125_00001.html

【欧州委員会（英語）】

- ①食品接触材規則

https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials_en

- ②使い捨てプラスチック指令

https://environment.ec.europa.eu/topics/plastics/single-use-plastics_en

参考：ブリュッセル事務局の活動状況ー

- 2023年9月 ブリュッセル事務局設立：E U代表部大使公邸でE Uの日本産食品輸入規制撤廃を受けて福島県産品等をP Rするレセプションを実施
- 2023年9月～ 事業者等とのE U規制に関する意見交換等実施（随時）
- 2023年12月 E U規制情報に関するメーリングリスト開始
【登録はこちらまで】 euplatform.brussels@eu.mofa.go.jp
https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125_00001.html
- 2024年3月 E U代表部・ベルギー大使館で日本産食品をP Rするレセプションを開催
- 2024年5月 E U進出日系食品メーカーとのE U規制に関する意見交換会を開催

【E U規制情報】

1. 毎月E U規制情報を更新中

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

2. 個別レポート配信中（食品添加物、食品包装、食品接触財等）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

3. 深掘りレポート配信中（食品ラベル、日本酒、P P W R）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#EU>

【畜産関連情報】



ALIC海外情報

<https://lin.alic.go.jp>

[/alic/week/eu.htm](https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm)

<https://lin.alic.go.jp>

[/alic/week/eu.htm](https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm)

輸出支援プラットフォーム ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform.html>



メールマガジン配信登録はこちら（登録無料）

[ジェトロ農林水産・食品 Newsletter（メールマガジン）](#)

[農林水産物・食品 - 産業別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

